

## 松田町空き家解体事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、適切に管理がされていない空き家を解消し、町民生活の安心・安全を確保することを目的として、空き家を解体する者に対して、その費用の一部について松田町空き家解体事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 町内に存する居住用の建築物であって、申請時点で3ヶ月以上居住している人がいないものをいう。

(2) 所有者 空き家に係る所有権を有する者

(3) 管理不全空家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（以下「法」という。）

第13条第1項に規定する管理不全空家をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 空き家の所有者。ただし当該空き家が共有名義である場合は、全ての所有者から当該空き家の解体について同意を得ている者に限る。

(2) 空き家の所有者の相続人。ただし相続人が複数のときは、全ての相続人から当該空き家の解体について同意を得ている者に限る。

(3) 空き家の存する敷地の所有者であり、当該空き家の所有者から当該空き家の解体について委任又は承諾を受けている者

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 町税等の滞納がある場合
- (2) 補助金の交付を受けようとする者が、松田町暴力団排除条例（平成23年松田町条例第2号）に定める暴力団員である場合
- (3) この要綱による補助金の交付を受けたことがある場合
- (4) その他町長が適当でないと認めた場合  
(補助対象空き家)

第4条 補助の対象となる空き家は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 町の調査を受け管理不全空家と認定されていること、又は調査の結果町が別に定める管理不全空家等の認定基準において管理不全空家となる基準を満たすことが確認されていること。
- (2) 個人が所有するものであること。
- (3) 所有権以外の権利が設定されていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に認めるものについては、補助の対象とすることができる。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、解体工事を行うのに必要となる資格を有する事業者が実施する空き家を解体し原則として敷地を更地に戻す工事に要する経費とする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する経費は補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 法第22条第2項に規定する勧告を受けた者が実施する当該特定空家の解体工事に係る経費
- (2) 補助金の交付を決定する前に着手した工事に要する経費

(3) 他の制度等による補助金等の交付決定を受けている  
解体工事に要する経費

(4) その他町長が補助の対象として適当でないと認める  
工事に要する経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1(1,000  
円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額)とし、50  
万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」と  
いう。)は、解体工事に着手する前に、松田町空き家解体事  
業費補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書  
類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 調査同意書兼誓約書(第2号様式)

(2) 補助対象経費が確認できる書類の写し

(3) 空き家及び空き家の存する敷地の所有者が確認でき  
る書類の写し(建物登記簿の全部事項証明書の写し等)

(4) 空き家の現況写真(外観)

(5) 空き家の解体の実施に係る全ての所有者の同意又は  
承諾等が得られている事を証明できる書類(申請者が第3  
条第1項第1号ただし書きに該当する場合、又は第3条第  
1項第2号に該当する場合に限る)

(6) 相続関係を証明できる書類の写し(法定相続情報  
一覧図の写し等)(申請者が第3条第1項第2号に該当  
する場合に限る)

(7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速や  
かにその内容を審査しその適否を決定し、松田町空き家解体  
事業費補助金交付決定通知書(第3号様式)又は松田町空き

家解体事業費補助金不交付決定通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の変更等）

第９条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定を受けた内容を変更し、中止し、又は廃止する事由が生じたときは、速やかに松田町空き家解体事業費補助金変更（廃止・中止）承認申請書（第５号様式）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

２ 町長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、変更等を承認するときは、松田町空き家解体事業費補助金変更（中止・廃止）承認通知書（第６号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第１０条 補助金の交付決定を受けた者は、解体工事が完了したときは、当該工事完了日から３０日以内又は当該日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに、松田町空き家解体事業費補助金実績報告書（第７号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （１） 解体の実施に要した費用に係る領収書の写し
- （２） 解体工事の請負契約書の写し
- （３） 解体工事に係る届出書等の写し
- （４） 解体工事に係る廃棄物に関する処分証明書等の写し
- （５） 解体工事の完了写真
- （６） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１１条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認められるときは、補助金の額を確定し、松田町空き家解体事業費補助金交付確定通知書（第８号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、松田町空き家解体事業費補助金請求書（第9号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）第3条から第5条に規定する要件を欠くことが判明したとき。

（3）第7条第1号の調査同意書兼誓約書に記載された事項に違反があったとき。

（4）前3号に掲げるほか、補助金を交付することが不適当であると町長が特に認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に交付された補助金があるときは、松田町空き家解体事業費補助金返還通知書（第10号様式）により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとし、返還を求める金額は、補助金の交付を受けた日から当該事由が発生した日までの期間を10年から減じて得た期間（1年未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てる。）に補助金の額の10分の1を乗じて得た額とする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に際し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。